

平成29年3月1日

入札参加資格登録をされている皆様へ

大阪府都市整備部

新たな「公共工事設計労務単価」等の適用について（お知らせ）

国土交通省より、平成29年3月から適用する新たな「公共工事設計労務単価」、「設計業務委託等技術者単価」及び「機械電気設備工事関係労務単価」が示されました。大阪府都市整備部では、下記のとおり新たな労務単価を適用することとしましたので、お知らせします。

応札価格の決定のための御見積りに際しては十分ご留意願います。なお、平成29年3月31日までに新たな公共工事設計労務単価等の通知を行わない限り、平成29年4月1日以降もこの単価を引き続き適用します。

単価の詳細については、以下のホームページよりご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4811/00055876/H2903roumutanka.pdf>

記

- 測量・設計コンサルタント等業務契約及び委託契約（設計業務委託等技術者単価を使用して積算する案件のみ）
 - ・平成29年3月1日以降公告案件より新労務単価を適用

- 工事請負契約及び委託契約（工事の積算基準による案件のみ）
 - ・平成29年3月14日以前に公告する案件は旧労務単価を適用
（平成29年3月14日以前の公告うち、平成29年3月1日以降に契約を締結する案件については特例措置により対応）
 - ・平成29年3月15日以降に公告する案件は新労務単価を適用

※単価適用年月日 **29.03.01** 以降は新労務単価を適用

○問合せ先

大阪府 都市整備部 事業管理室
技術管理課 技術情報グループ
電話(直通)06-6944-9272